

令和7年11月

令和8年度（2026年）  
北区の施策と予算編成に関する要望書

---

東京都北区議会  
公明党議員団

## 令和8年度予算編成に関する要望

2026年の日本経済は、実質GDP成長率が0.5～0.7%程度と緩やかな成長にとどまる見通しです。一方で、消費者物価上昇率は1.5～2.0%程度と、日本銀行の2%目標を下回る可能性があります。輸出や世界経済の減速、貿易政策の不透明性がリスクとして浮上しており、成長の足取りは慎重な状況です。

日本における最大の国内課題は、急速な「人口減少・高齢化」です。長寿化と出産数の低迷により、労働力人口が縮小し、社会保障費の負担は拡大。これに伴い一人当たりの税・保険負担や賃金・消費の停滞が懸念され、成長力低下や財政持続性の危機を招く恐れがあります。全ての世代の将来を見据えた制度設計を急がねばなりません。

更には気候変動に伴い、豪雨・台風・高潮・土砂災害などの“激甚災害”が「頻発化・強大化」する見通しです。今年もすでに、各地で風水害や高潮による被害が発生しています。

北区が直面する課題としては、まず、少子高齢化と人口減少が進展する中、子育て支援・介護・医療の体制強化が急務です。現在、「子どもの幸せNo.1」「つながる医療・福祉No.1」といった方針が掲げられていますが、サービスの継続・拡充が求められています。

次に、水害や猛暑、自然災害への備えを強化し、また「ゼロカーボン実行計画」を通じて脱炭素・資源循環の取組みを進める必要があります。

さらに、区内産業を支えつつ、住民サービスを電子化・効率化し、限られた財源を有効活用する構えが求められています。

「誰もが住みよく、持続可能で活力あるまち」をつくるためには、世代・部署を横断した統合的な政策展開と公民連携の体制整備が鍵となります。

令和8年度予算においては、あらゆる世代の区民の声を実現するため、我が会派が日頃から現場で要望を受けている項目について十分な予算措置を行うことを強く要望し、以下の重点項目並びに各所管への要望をいたします。

- 一、 物価高対策について、積極的に支援を行うこと。
- 一、 不登校児童生徒支援について区内のあらゆる資源を活用し拡充すること。
- 一、 ひきこもり専用相談窓口の設置並びにアウトリーチ型支援体制を構築すること。
- 一、 自転車安全利用条例の制定や、自転車専用レーン等の交通事故防止対策施策を積極的に行うこと。
- 一、 産後ケアの助成額及び利用日数の拡充を行うこと。
- 一、 障がい者による差別を無くすため、精神障がい者にも福祉タクシー券を支給すること。
- 一、 高齢者終身サポート事業を早期に実施すること。

# 【1】国や都の施策に関する要望として

## ＜財政課＞

### 1. 都区財調協議について

- ※① 急速な物価高騰に対するため財政移譲額の算定を適切に反映できるように求めること。
- ② 高齢化や地域福祉の充実など十分に対処出来るように求めること。
- ③ 子育て支援の充実や教育環境の整備など柔軟な対応が出来るように求めること。
- ④ 児童相談所に対する適切な予算措置を求めること。
- ⑤ 災害対策、減災対策費については、適切な算定を求めること。

法人住民税の一部国税化と更なる拡大、並びに地方消費税清算基準の見直しといった地方分権に逆行する措置ではなく、総体としての地方税財源を拡充することを国に強く働きかけること。

ふるさと納税について抜本的見直し、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを求めること。

### 2. 学校給食費無償化については、国の予算化を求めること。

## ＜情報システム担当課＞

- 1. マイナンバーカードの更なる普及促進のために利用の拡充並びに地方自治体に対して予算措置を講ずるよう求めること。
- 2. 国が推進するシステム改修については、全額国費を求めること。

## ＜生活福祉課＞

- 1. 生活保護世帯の住宅扶助上限額の増額を求めること。
- ※2. 生活保護世帯における、現状エアコン未設置ならびに故障に伴う買い替えや修理についても助成費用として認めるとともに、物価高騰に伴う生活扶助費の増額を国に求めること。

## ＜障害福祉課＞

- 1. 都立北療育医療センターに婦人科を新設するように求めること。また予約以外に突発的な病気等の診察も受けられるように求めること。
- 2. 障がい者施設でのヘルパーや介護職員の待遇改善を国・都に求めること。
- 3. 精神障害者支援強化として、自立生活援助に関し、期間等の拡充を図るよう求めること。
- ※4. ユニバーサルベッドを公共交通機関及び駅施設等に普及促進するよう国や都に求めること。
- 5. 重症心身障がい児者が利用できるショートステイの拡充を求めること。
- 6. 精神障がい者支援の強化策として、救急事態におけるスムーズな搬送、措置入院システムを確立すること。

## ＜介護保健課＞

- ※1. 介護福祉人材の人材確保と更なる待遇改善を求めること。
- 2. 日常生活継続支援加算の条件緩和と割合の減少をするよう国に求めること。

## ＜健康政策課＞

※1. 区民健康診断を担う地域医療施設を守るため、診療報酬単価の見直しを国に求めること。

## ＜都市計画課＞

1. 駅のエレベーター増設と埼京線のホームドアの早期の設置を行うよう求めること。

## ＜まちづくり推進課＞

1. 都の「桐ヶ丘1丁目プロジェクト」には大型駐車場の設置とカフェの誘致を都に求めること。

※2. 「社会資本整備総合交付金」の活用について制度変更が行われたが、再開発推進のため幅広く柔軟な活用を国に求めること。

※3. 王子まちづくりに関しては交付金と共に人材の支援を国に求めること。

## ＜住宅課＞

※1. 「結婚新生活支援事業補助金」を東京都でも使えるように国に要望すること。

## ＜建築課＞

1. 危険ながけ地対策をさらに推進するため、国と都に予算措置を求めると共に土地利用の規制緩和を求めること。

## ＜防災まちづくり担当課＞

※1. 災害対策準備にかかる事前防災に対する交付金の支援を国に求めていくこと。

## ＜道路公園課＞

1. 下水道管渠再構築事業の基準雨量拡大を都に強く要望すること。

2. 石神井川の流量調節池の整備を行うなど、洪水対策ならびに臭気対策の早期実現を都に求めること。

## ＜保育課＞

1. 宿舎借り上げ支援事業の長期にわたる継続と都に対し補助の継続を求めるこ

## ＜学校支援課＞

1. 少人数学級の実現や、それに伴う教員、スクールカウンセラー、スクールサポート・スタッフ、ICT支援員などを増員する予算措置を求めるこ

## ＜教育総合相談センター＞

※1. 不登校対策に要する費用については国や都に求めること。

## 【2】行政サービスの向上を推進するために（政策経営部・総務部）

### ＜企画課＞

1. 国や都の施策を迅速に捉え、積極的に補助金等を活用し区の政策に反映させること。
2. 大学との連携について、区・大学・地域での協力を推進すること。

### ＜経営改革・公共施設再配置推進担当課＞

1. 経営改革プランの推進について
  - ① 自主財源の拡充による安定的、恒久的な財源を確保すること。
  - ② 指定管理者制度については利用者側に立ったサービスを柔軟に提供できるようにすること。
2. 民間活力を導入し、公民連携で先進的な事業を実施すること。

### ＜DX推進担当課＞

1. 区民の利便性向上に資する北区デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図ること。
2. マイナンバーカードの利便性の周知と、さらなる普及促進を行うこと。
3. オンライン申請手続きを更に進めていくこと。

### ＜広報課＞

1. 各種区民相談の拡充を図ること。

※① 北区民向けの無料相談会は、区の委託事業に変更すること。

- ② 他自治体のように、行政書士の会員名称版設置用の本庁舎敷地の無償使用を許可し、区民相談の環境を整えること。

### ＜シティプランディング戦略課＞

1. 北区のシティプランディングをさらに積極的に推進することについて
  - ① 若手職員等の柔軟な発想を取り入れ、時代に合った戦略を行える組織構築を行うこと。
  - ② 北区観光協会や民間活力の導入など公民連携を行い、規制緩和の推進を行うこと。
2. 区内の観光資源、渋沢栄一翁や芥川龍之介、新選組、北区花火会、荒川赤水門、旧醸造試験場等を全面的にPRし観光振興を推進していくこと。
3. シティプランディング戦略課が全庁的な情報発信を行い、戦略的にパブリックリレーションズを行うこと。

### ＜総務課＞

1. 来庁者の避難誘導などの実践的な防災訓練を実施すること。
  2. 外国人のワンストップ総合相談窓口を設置すること。
  3. 外国人に対する日本語教育と日本文化・生活習慣を学べる体制を整えること。
- ※4. 来庁者に窓口開設時間（8時30分～17時00分）の周知を徹底すること。
- ※5. 庁有車を環境に配慮した車に変更し、リース契約とすること。

## <職員課>

1. 職員のメンタルヘルスケアなど健康経営を充実させ、能力を引き出せる良好な配置転換と不足職員の補充を行い職場環境の整備に努めること。
2. 複線型人事制度の更なる推進を検討すること。
- ※3. 外部人材の知見を活用できる環境づくりを推進すること。
4. 職員の働き方改革の観点から率先してリモートワークを含めた勤務形態の拡充を図ると共に、人材確保のための施策を待遇も含めて検討すること。
- ※5. 職員が積極的に育児休業を取得しやすい環境づくりのために
  - ① 適切な職員配置を行うと共に休職者をフォローする職員の負担軽減を図ること。
  - ② フォローする職員に対し賃金面での補助を行うこと。
  - ③ 職員待遇改善に関して、組合と定期的な協議の場を継続すること。
6. 会計年度任用職員の待遇改善を図ること。
7. 区職員の管理者層への女性が登用されるような環境を整備すること。
- ※8. 職員の安全対策を推進し、特に熱中症対策を行うこと。
9. 手話通訳連絡所の非常勤職員の労務形態をパートタイムではなく専門職のフルタイムとすること。
10. カスタマーハラスメント対策の体制整備をすること。

## <契約管財課>

1. 急激な物価高騰に対応した、新たな入札制度を検討すること。
2. 学校施設や公園など公共施設の工事は、工種ごとにそれぞれ分離発注し適正な業種と契約を行うとともに、区内業者育成にも努めること。
3. 制限付一般競争入札の資格については、総合評価と共同運用格付けを見直すこと。
4. 発注の時期が集中しないよう計画的に行い、落札から着工まで適切な期間を設けること。
5. 区内業者の選定については、入札制度改革で支店業者や管理技術者の常用雇用期間等実態調査を行い、建設業法に適合した事業者を決定すること。
6. JV の指名については、引き続き区内に本店がある業者にすること。
7. 工事指名時に、国・都の同種工事実績も認めるよう検討すること。
8. 公共工事における週休 2 日工事の実施それに伴う労務費の引き上げを行うこと。
9. 北区公契約条例の全面施行に伴い、労働報酬下限額以上の賃金確保と現場労働者への条例周知の徹底をすること。
10. キャリアアップシステム事業者・技能者登録者への優先的な発注をすること。
- ※11. 単価契約案件は充分な工事実績のある地元本店の優良工事業者に絞って指名を行い、単価契約の適切な見直しを行うこと。
12. 工期が長く設定された工事については、明確な専任期間の設定をすること。
13. 大災害など災害復旧工事に従事した企業に対して、工事指名において加点・考慮の措置を行うこと。
- ※14. 受注生産を必要とする機器の設置を伴う工事については、機器の納期を含めた適切な工期を設けること。
- ※15. 工事計画段階において、アスベスト含有や埋設物の徹底した事前調査を行うこと。

### ＜宮繕課＞

1. 防水工事においては専門業者への分離発注をすること。
- ※2. 原材料価格の変動に資材価格が左右されるため、市場価格と差がない予算組みを行うこと。
- ※3. 工程を決定する際には行事スケジュールを確認の上で工期に反映させること。
- ※4. 着工前に区の担当者と設計者間で打ち合わせた上で施工者へ説明し協議の場を設けること。

### ＜多様性社会推進課＞

1. 審議会などの女性委員の登用率について占有目標を早期に達成すること。
2. 福祉、文化団体、自治会、町内会など各種の地域活動における意思決定の場に男女が平等に参画できるような意識啓発を図ること。

### ＜新庁舎整備担当課＞

1. 新庁舎の建設プランに国や都の機関の窓口機能を設置し、区民の利便性の向上を図ること。
2. 新庁舎を環境に配慮した建物にするとともに、障がい者団体との意見交換を行い、ユニバーサルデザインの機能を取り入れた庁舎とすること。
3. 新庁舎の設計にあたっては、北とぴあの改修及び王子のまちづくりを考慮した市民活動のエリアを確保すること。

## 【3】安全・安心の北区を構築するために (危機管理室)

### ＜防災・危機管理課＞

1. 北区内企業や大学などの団体との防災協定を一層推進していくこと。
2. 災害時要配慮者などを考慮した自主防災組織の充実を図るために、積極的に地域に応じた支援を行うこと。
3. 災害時の避難所における電力確保に努めること。
4. 災害時に妊産婦のために妊婦救護所の運営訓練を行うこと。
5. 避難所の備蓄物資の見直しを図るとともに適切な管理を行うこと。
6. 水害時と震災時の避難所の違いについて一層の周知を図り、適切な避難行動ができるようにすること。
7. 首都直下型地震対策として
  - ①直下型地震に対処するため、夜間の被害想定をふまえるなど、実践的な訓練を実施すること。
  - ②感震ブレーカーの無料配布を継続するとともに、事業を区内全域に広げること。
8. 大規模水害対策として
  - ①荒川下流タイムラインの周知を行い、避難路の確保と垂直避難のためにマンションや商業施設との避難場所協定を早急に結ぶこと。
  - ②河川氾濫時に水平避難（高台避難）を行う際の受け入れ態勢を整備すること。
  - ③低地部の要配慮者を輸送する手段を講じること。
  - ④水害時、低地にある要配慮者利用施設の避難先を確保すること。

10. 災害対応時に北区在住人員確保の為、多くの会社が参加できるシステムをつくること。
11. 災害時にペット同行避難ができるように訓練を行うこと。
12. 災害発生時に各町会・自治会が救助や復旧活動等で使用するために必要な機材を検証し、防災倉庫へ配備すること。
13. 豪雨対策等のための雨水対策として、「雨水ます調査・設置」を行うこと。

#### ＜生活安全担当課＞

- ※1. 振り込め詐欺や悪徳商法、新型犯罪（トクリュウ）から区民を守るために、防犯対策の強化や被害防止の啓発と共に補助金を継続すること。
- 2. 赤羽駅周辺における客引き防止対策を強化すること。
- ※3. 犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定すること。

## 【4】北区の活性化を推進するために (地域振興部)

#### ＜地域振興課＞

1. 地域振興室については、地域の課題解決と協働社会の拠点にすること。
2. 各会館、ふれあい館の放送・映像設備の機器更新時にリース契約をして常に稼働出来るようすること。
3. 町会・自治会加入促進を積極的に推進すること。
4. 町会自治会会館の小規模補修費も助成すること。
5. 区有施設の使用料をキャッシュレス化すること。
6. 区民サービスの充実や来訪者の利便性向上を図るため Wi-Fi 環境の整備を拡充すること。
7. 施設予約システムでふれあい館の予約並びに取り消しや使用料の支払いも出来るようすること。
- ※8. 建築費高騰のため、町会自治会会館の改築助成費用の増額を行うこと。

#### ＜大規模区民施設整備担当課＞

1. 北とぴあ改修について
  - ① 王子全体のまちづくりとして北とぴあのあり方を検討すること。
  - ② 民間活力を入れることを前提とした取り組みとすること。
  - ③ バリアフリーや利便性の高い施設とし、指定管理の権限についても検討すること。
  - ④ ドームホールを活用し、映像文化の発信（アニメ、VR 等）や e スポーツを行える施設運営すること。
- ※2. ふれあい館改修について
  - ① 和室では椅子を使用できるようにすること。
  - ② 合築の考え方も含めた適切な施設更新計画を作成すること。

## ＜産業振興課＞

1. 公衆浴場の燃料費の助成について、拡充すること。
  2. 商店街組合等への加入促進や、区商店街連合会共同事業への継続的な支援を行うこと。
  3. 商店街街路灯のLED街路灯の機器交換について負担軽減を行うなど、各商店街の現状を考慮した支援をすること。
  4. 中小企業支援については官民連携して、創業や知的財産有効活用ができるようにすること。
  5. 中小企業に対し質の高いワンストップのコンサルティングを行うビジネス支援センターを設置すること。
  6. 燃料価格高騰に伴う自動車運送業界への「燃料費負担の軽減に資する補助制度」の創設を行うこと。
  7. 社労士派遣事業（出張無料相談）に対する報酬単価の引き上げを行うこと。
  8. 健康経営を実践する上で支援を希望する事業所に対して、認定制度を導入し、専門家を派遣する制度を導入すること。
  9. 買い物困難者の支援策を講ずること。
  10. 行政情報も発信する民間事業者設置のデジタルサイネージの導入諸費用を補助すること。
  11. 旧醸造試験場周辺部の土地を取得し、醸造試験場跡地公園との一体活用を含め、観光協会と連携し観光施設として積極的に活用すること。
  12. しぶさわくんPayを地域通貨へ進化させるなど、デジタル地域通貨等を活用し、地域経済の活性化を図ること。
  13. 中小企業の経営安定化に向けた支援の拡充をすること。
  14. イベントに係る個店連携の規模及び補助限度額等の見直しを含めたイベント事業支援の強化を図ること。
- ※15. 企業と連携したリスクリミング教育を推進すること。
- ※16. 各商店街が自主的に設置した防犯カメラの維持管理に対しての支援を行うこと。
- ※17. 最低賃金引上げに伴う経済産業省の中小企業支援メニューの周知を徹底すること。

## ＜スポーツ推進課＞

1. スポーツ場の整備・充実のために
    - ①桐ヶ丘体育館の改築整備工事を早期に行うとともにに入浴施設とプール施設を整備すること。
    - ②滝野川体育館の改修工事のスケジュールを早期に示すこと。
    - ③スポーツ施設の地域的偏りがないよう運動場の整備、学校体育館の整備解放などを行うこと。
    - ④北運動場を人工芝にし、設備の充実・更新など利用者に寄り添った再整備を行うこと。
  2. 体育協会への職員派遣年数を5年に延長可能にするなど、協会への人的・財政的な支援の拡充を行うこと。
  3. スケートパーク、ボルダリング施設、3X3などの練習場を整備すること。
  4. 東京都北区スポーツ推進計画に、「高齢者施設でスポーツの試合のパブリックビューイングを推進すること」を記載すること。
- ※5. 区有体育施設については学生料金（高校生・専門学校生・大学生等）を設定すること。

## 【5】窓口サービス向上のために (区民部)

### <戸籍住民課>

1. DXを推進し、王子区民事務所の繁忙期の混雑緩和対策を講じること。
  2. 戸籍証明書等の取得の手続きにおいて、定額小為替を使用しない決算手段として電子納付を早期に実現すること。
  3. 所有者相続人等の権利調査について国や地方公共団体から委託を受けた専門家の職務上請求書を使用した戸籍証明等取得にあたっては公用請求に準じて手数料を免除すること。
  4. 書かないワンストップ窓口を設置すること。
- ※5. マイナンバーカードの申請サポート事業を継続すること。

### <収納推進課>

1. 滞納者への収納推進については、個々の状況に合わせ丁寧に対応すること。

## 【6】環境対策を推進するために (生活環境部)

### <リサイクル清掃課>

1. 食品ロス削減に向け、区内飲食店にも協力を呼びかけ「おいしい食べきり協力店」「食べ残しぜロ協力店」を認定するなど更なる取組みを行うこと。
- ※2. ごみ減量のため、プラスチックごみ分別の更なる啓発活動を行うこと。

### <環境課>

1. 北区ゼロカーボンシティ宣言の実現のために
    - ① 環境対応車の普及と環境整備を行うこと。
    - ② 遮熱性塗装や屋上緑化・壁面緑化の啓発を推進すること。
    - ③ クールアースデイなどの環境施策を積極的にPRして行くこと。
    - ④ 「地産地活型エネルギー」による脱炭素社会の実現に向けて取り組むこと。
  2. 区内の緑を守るために積極的な緑化対策を推進して行くこと。
  3. 区内公共施設の緑化については計画的に実施すること。
  4. 緑化保全モデル地区の指定事業や推進モデル地区の指定事業を増やし、街ぐるみでの緑化運動を積極的に推進すること。
  5. 「緑のドクター」や「樹木医」制度を創設し緑化保全に努めること。
  6. 駅周辺の路上喫煙禁止地区を拡大すること。
  7. 各部署を横断するようなゴミ屋敷対策室を作ること。
  8. ライフスタイルの変容を促すグリーンポイント制度を創設すること。
- ※9. 駅周辺に設置される指定喫煙場所は閉鎖型喫煙施設とすること。

## <清掃事務所>

1. 資源循環型社会の構築のために
  - ① 雇上契約単価は、契約年度の単価を反映すること。
  - ② マンションごとの集団回収を促進すること。
  - ③ 悪質な不用品回収業者による不法投棄対策のために不法投棄パトロールを再開すること。
  - ④ 違法な回収業者を利用する危険性・違法性を周知し、注意喚起を行うこと。
  - ⑤ 回収重量だけでなく回収時間、作業内容、回収品目量を考慮し増車の検討を行うこと。
2. 戸別収集を全区で実施すること。また、王子、赤羽地区で戸別収集を行う際には円滑で確実な作業体制の確保を図ること。
3. ごみ集積所案内板の多言語化を行うとともに、ゴミ出しルールの周知徹底を図ること。
4. 粗大ごみ収集については、申し込みから収集までの期間を短縮するために、車両の増加と人員確保を行うこと。
5. 水害発生後の災害ごみ収集を円滑に行うため、ごみ置き場の確保と清掃車両の高台避難所を確保すること。

## 【7】区民の健康と福祉を守るために（福祉部・健康部）

### <地域福祉課>

1. 成年後見制度の利用促進を図るため、区民に周知を図ること。
2. 軽費老人ホームの更なる整備を図ること。
3. 区内 19 地域にコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、高齢者や障がい者などに限らず区民の困りごと相談ができるようにすること。
4. 区内特養など介護施設内に聴覚障がい者枠を確保するとともに、介護者が手話を学ぶ機会を設けること。

### <生活福祉課>

※1. 福祉資金貸付事業にて、特にエアコン購入目的のために利用できるように改善を図ること。

### <高齢福祉課>

- ※1. 高齢者終身サポート事業を実施すること。そのための専門プロジェクト部署を府内につくり早期に体制を整えること。
2. 携帯型緊急通報システムを導入すること。
  3. 高齢者の理美容店利用促進のため北区で利用券を発行すること。
  4. 理美容出張サービスの利用については、調髪券配布などで利用者の増加を図るとともに、対象者を要介護3までに拡大すること。
  5. 成年後見人等に対する報酬助成の収入要件を緩和すること。
  6. 65 歳以上の障がい者がグループホームに居続けられるように、もしくは高齢者施設に受け入れてもらえるように配慮すること。

7. 養護老人ホームの措置費を時代に見合った金額にすること。

#### ＜長寿支援課＞

1. 訪問型短期機能訓練の創設をすること。
2. 介護保険制度について、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築すること。
- ※3. 地域外に居住する区民でも、シニアクラブへ正会員登録できるようにすること。
4. 認知症検診事業を実施すること。
5. シルバーe スポーツ導入実現に取り組むこと。
6. 高齢者ヘルシー入浴券をデジタル化するとともに、近隣区との相互利用を促進し、利用者の利便性を向上させること。
7. 健康麻雀普及のための経費補助などの環境整備支援をすること。
- ※8. 高齢者への就労支援の強化を図ること。

#### ＜障害福祉課＞

1. 親亡き後も安心して北区内に住めるよう、都営・区営住宅の改築時や学校跡地等に障がい者グループホーム並びに、大規模入所施設を早期に整備すること。
2. 「障がい者の雇用促進法」に基づく雇用実態の調査を実施し、民間企業にも障がい者の雇用促進を働きかけ、また区の契約に際しては、優遇措置を行うこと。
3. 福祉人材確保、育成、定着のため広報や講習の取組みを図ること。
4. 第4福祉園の早期建設と作業所と生活介護が一体の施設整備、作業と生活介護の中間の通所施設開設を行うこと。
5. 北区障害者福祉センターの運用を見直し、障がい者がもっと利用しやすい施設に拡充すること。
- ※6. 重症心身障がい児向けの放課後デイサービスの月利用日数の拡大と、個別療育を受けられるよう施策を行うこと。
7. 区内の放課後デイサービス事業者と区との連絡協議会を定期的に開催すること。
8. 民間施設で生活介護を実施する場合の設備投資の補助を行うこと。
9. 知的障がい児（者）支援の強化策として
  - ① 就学前の障がい児支援のさらなる推進をすること。
  - ② 重度知的障がい者のグループホームを誘致すること。
  - ③ 緊急一時保護とレスパイトケア・宿泊型生活訓練事業にも応じられる施設を建設すること。
  - ④ 24時間相談、対応可能な地域生活支援拠点を整備すること。
  - ⑤ 医療的ケアの必要な対象者の受け入れの確保、加算、報酬の見直しを行うこと。
  - ⑥ 障がい者の長寿に伴い、成年後見人制度の利用環境を整え、公的保証人実施の再検討をすること。
  - ⑦ 重度障がい者に対応できるヘルパーの増加、安定を図ること。
  - ⑧ 重度訪問介護制度の拡充を行うこと。
  - ⑨ 行動障害を有する障害者が、ショートステイや移動支援などの福祉サービスを実際に利用できるよう環境整備を行うこと。

## 10. 肢体不自由児（者）支援の強化策として

- ① 医療的ケアがあっても預けられる短期入所施設を誘致すること。
- ② 肢体不自由児（者）の入所施設・通所施設を拡充すること。
- ③ 重度重複障がい者も入所できる医療連携型グループホームを整備すること。
- ④ 障がい児が高校卒業した後の社会活動基盤・場所の確保を行うこと。
- ⑤ 医療的ケア児の受け入れ環境整備と支援体制を推進すること。
- ⑥ 通所施設のトイレを暖房付き洋式トイレに改修すること。
- ⑦ ユニバーサルシート付きトイレの増設と質の改善を図ること。
- ⑧ 福祉避難所の開設訓練は当事者を含めた形で実施すること。
- ⑨ 肢体不自由児向けデイサービスの充実を図ること。
- ⑩ 情報ポータルサイトを構築し、支援体制を整備すること。

## 11. 精神障がい者支援の強化策として

- ① 精神障がい者や障がいを持つ高齢者が安心して暮らせる住居の確保（保証人、都営住宅優先入居枠の拡大等）を図ること。
- ② 精神障がい者が安心して暮らせるよう、グループホームの利用制限緩和、安定した運営の補助を行うこと。
- ③ 心身障害者福祉手当を、精神障がい者にも身体・知的同様の支給水準にすること。
- ④ 障がいによる差別をなくすため、支給対象者を選定し福祉タクシー券を支給すること。
- ⑤ アウトリーチ訪問支援や緊急対応型の支援体制を整備すること。
- ⑥ 家族会の積極的周知と家族会の補助金の継続をすること。
- ⑦ 精神障がい者に特化したショートステイを整備すること。
- ※⑧ 滞在型グループホームの設置を行うこと。
- ⑨ 障害によってサービスの利用が制限されることがないように移動支援の利用条件の緩和を図ること。

## 12. 難聴、失聴等、聴覚障がい者支援の強化策として

- ① 健常家族と同居の場合でも、日常生活用具給付を認めること。
- ② 災害時の情報確保のため、避難所や街頭に緊急ランプや文字掲示板を設置すること。
- ③ 北区手話講習会での新テキスト発行に対応するため、障害者センターに指導備品としてWi-Fiの用意をすること。
- ※④ 福祉マッサージ券制度について広く周知し、活用促進されるように取組むこと。
- ※⑤ デフリンピックを機に啓発事業を行い、聴覚障がい者・手話への理解を広めること。

## 13. 視覚障がい者支援の強化策として、音響信号機・点字ブロック・エスコートゾーンの設置推進と点検見直しを行うこと。

- 14. 障がい者の手続き負担軽減のために、寄り添い型の取り組みを拡充すること。
- ※15. 老朽化した北区立障害者福祉センター及び障害福祉施設の早期改修・改築を進めること。
- ※16. 各保健福祉センターに充電ステーションを設置すること。
- ※17. 三障がい全ての入所施設から地域生活への移行のため、介護者・ヘルパーが24時間見守り自立生活を支援すること。

## ＜介護保険課＞

1. 在宅介護の柱として、24 時間定期巡回随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせた統合型事業所を整備拡充すること。
- ※2. 国による処遇改善加算の補助金交付の補正予算が決定した時には、担当部署より事業者に対して丁寧に説明し申請のサポートを行うこと。

## ＜健康政策課＞

1. 健康社会構築を目指すために「予防医学」の観点から
  - ① 脳血管疾患による寝たきりの防止、早期発見のため「脳ドック検診」への助成を行うこと。
  - ② ピロリ菌検査の中学生までの引き下げを行うこと。
2. がん検診受診率の向上のため、各種がん検診に口腔がん検診を追加すること。
3. 乳がん検診のエコー検診と、子宮がん検診時に HPV 検診を導入すること。
4. 障害者口腔保健センター並び休日歯科応急診療所の機器更新並び、修理の予算確保をすること。
5. 妊産婦歯科健診と同時のパートナー歯科健診を行政事業に組み入れること。
6. 休日歯科応急診療所の衛生士、障がい者口腔保健センターの専門歯科医師・常勤歯科医師・歯科衛生士の給与のベースアップをすること。
7. 訪問診療の患者アセスメント業務と多職種につなぐコーディネーター業務を行う歯科衛生士を区から派遣すること。
8. ひきこもり専門の相談窓口の設置及びアウトリーチ事業を実施すること。
9. 自殺対策に具体的に取り組むこと。
10. 学童年齢までの病児病後児訪問看護などの補助を行うこと。
11. 化学物質過敏症に対する周知を図ること。
12. メンタルヘルス・ファーストエイドの普及に努めること。
13. 5歳児健診は通年で行えるようにし、フォローアップの相談体制などを整えること。
14. ギャンブル依存症について
  - ①オンラインカジノが違法であるとの啓発強化と予防教育をすること。
  - ②依存症でお悩みのご家族のための相談会などを実施すること。

## ＜生活衛生課＞

1. 災害時の緊急連絡システム・緊急医療救護所派遣のシステム構築の管理運営に協力すること。
2. 民泊による周辺環境を保護するため、事業者が責任をもって宿泊客への説明やトラブル対応をするように指導すること。
- ※3. 飼い主のいない猫の適正管理、またトラブル予防や苦情対応に関するガイドラインを作成し提示すること。
4. 地域猫の不妊去勢手術費用助成を近隣区でも可能にすること。
5. 飼い主のいない猫活動登録ボランティア制度の実現をすること。
6. 獣医師会監修の動物虐待防止ポスターを学校などと連携して作製し、北区内公共施設への提示をすること。

※7. 民泊条例を制定し、法令順守の優良事業者を明確にし違反事業者に対しては厳格な措置を講ずること。

#### <保健予防課>

1. 各種検診の受診率向上を図るため、夜間や祝祭日の検診機会を図ること。
  2. 感染症などの発生時、迅速・的確に対処できる体制強化と発生時を想定した訓練を行うこと。
- ※3. インフルエンザ予防接種費用の助成については、子どもへの接種は恒常化を行い新たに妊婦への助成を行うこと。
- ※4. HPVワクチン接種に関して、小学校6年生への案内だけでなく14歳と高校1年生に対し個別勧奨を行うこと。
5. 新型コロナワクチン接種・インフルエンザワクチン接種について、65歳以上72歳未満無償化をするとともに、60歳以上の基礎疾患を持っている方への接種無償化をすること。

## 【8】緑が溢れ住み良いまちづくりを進めるために

### (まちづくり部・土木部)

#### <都市計画課>

1. 自動2輪車の駐車場を整備すること。

#### <住宅課>

- ※1. 居住支援協議会の一層の体制強化をはかり、住宅部局と福祉部局が連携した窓口の設置を行うと共に区内に居住支援法人の設立を後押しすること。
- ※2. セーフティネット住宅の拡充を行うこと。
3. 賃貸住宅入居者の親・子・孫の三世代が近隣に住み、助けあえる生活を援助する助成制度を拡充すること。
  4. 高齢者や障がい者などの住宅確保困難者が民間賃貸住宅へ安心して入居するため、高齢者の家賃控除や家賃補助制度を導入する等、高齢者が入居しやすい制度を確立すること。
  5. 新たなマンション建設がされた際、地元町会・自治会などと連携と協力関係が構築できるよう努めること。
  6. 住まい改修支援制度の助成範囲の拡充を図ること。
  7. 空き家対策等を推進するために関係団体と協定を締結すること。
  8. マンションの長期修繕計画作成費用等の支援を行うこと。

#### <建築課>

- ※1. 震災に備え区民の安全と生命を守るために建築物の耐震診断及び耐震化工事事業について
- ① 都の耐震化アドバイザー制度を利用し、木造住宅の耐震診断及び耐震化工事を行うよう区が積極的に指導するとともに、3階建木造住宅も対象にすること。

- ② 区の助成制度を拡大すること。
  - ③ 木造密集地域対策について国や都との連携により条例等で一定の強制力も行使しあらゆる方法で推進すること。
2. 密集市街地や避難道路の総点検を実施し危険な建築物の改善勧告を行うこと。
  3. 生活道路（狭あい道路）の拡幅整備事業を積極的に推進すること。
  4. ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業を増額すること。
  5. 木造住宅耐震改修の工事監理料の助成率を引き上げること。

#### ＜防災まちづくり担当課＞

1. 正確で迅速にまたコスト上の観点から狭あい道路整備や密集事業での用地買収に伴う登記業務の委託は、専門家に依頼すること。
2. 特定整備路線の建設にあたり正確な情報を地権者や関係住民に広く発信すること。
3. 国や都のチャレンジ事業などを積極的に活用し、電柱の地中化で住環境の整備に努めること。

#### ＜拠点まちづくり担当課＞

1. 公民連携型まちづくりの推進を行うこと。
2. グリーンインフラの視点を取り入れたまちづくりを推進すること。
3. 赤羽駅東口まちづくりについては、災害に強い誰もが快適な賑わいが創出できるまちづくりを進めること。
4. 東十条駅は十条跨線橋の架け替えも含め、JRと協議を早急に行い、住民の意見を取り入れたまちづくりを進めること。
5. 王子駅周辺まちづくりについては、北区の中心拠点としての賑わい・交流の場として、また利便性、回遊性の向上、防災力を高めるまちづくりを行うこと。

#### ＜土木政策課＞

1. 土木工事全般の工事が減っており、今後の災害復旧・防災活動への協力、活動に不安のないよう、充分な土木工事の予算確保と発注をすること。

#### ＜交通事業担当課＞

- ※1. 北区地域公共交通計画において設定したコミュニティバスルートの優先順位に基づいて適切な交通を着実に進め導入にあたっての移動方法は多様な交通手段を検討すること。
  - 2. 高齢者、心身障がい者、児童、生徒の事故防止のため交通安全教育をより一層充実させること。
  - 3. 「電動車イス」「電動キックボード」「シニアカー」などの利用について、交通安全指導の徹底を図ること。
  - 4. 自転車安全利用条例を制定し交通事故防止対策施策を積極的に行うこと。
- ※5. 歩道がある区道については優先的に自転車レーンを整備すること。

6. バス停のバリアフリー化整備（屋根・椅子・風よけ・段差解消）を運行事業者に求めるこ  
と。

#### <土木管理課>

1. 放置自転車対策のために
  - ① JRや地下鉄の駅周辺には、機械式自転車駐輪場を整備すること。
  - ② 高齢者、障がい者、子どものせ自転車に対応した駐輪場を設置すること。
2. 公園など公共の広場において、私物による不法占拠を防止するため、パトロールの強化等を行うこと。

#### <道路公園課>

1. 都市型洪水を防止するために集中豪雨の対策を強力に推進していくこと。
2. 公園等のトイレをバリアフリー化すること。
3. 公園内に防犯カメラの設置を行うこと。
4. 毎年計画的に公園や街路樹などの樹木医による診断を行い、危険木があれば根っこを含めてすぐ撤去するなどの管理をすること。
5. バスケットボールなどボール遊びができる魅力ある公園づくりの推進を行うこと。
6. 道路維持工事・路面補修工事を補正予算ではなく、当初予算で十分な発注量を確保すること。
- ※7. 私道私下水修繕事業の予算増額を行うこと。
- ※8. さらなるバリアフリー化のため、障がい者施設周辺の歩道の拡幅、平滑化を更に進めること。

## 【9】子育て支援を推進するために（子ども未来部）

### ＜子ども未来課＞

1. 「妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援」策が利用できる期間と時間を増やすこと。
  2. 私立幼稚園施策の拡大について
    - ① 各幼稚園に適切な運営費及び賃上げへの補助を行うこと。
    - ② 子ども子育て支援制度のもとでも、従来の私学助成と同様の支援をすること。
    - ③ 預かり保育の拡充に対する補助金のさらなる増額をすること。
    - ④ 教員資質向上のため協会活動費補助の増額をすること。
  - ※⑤ 「ようちえんフェスタ」開催費補助費の増額を行うこと。
  - ⑥ 給食費補助を物価高騰に対応したものにすること。
- ※3. 2歳児クラスにおいて、4月からの保育料の公費負担を行うこと。

### ＜児童相談所開設準備担当課＞

1. 里親制度を補完するフォースターリング機関の設置を行うこと。
- ※2. 開設時期延期に伴い東京都との連携を図り、切れ目のない相談所事務事業の継続と担当区職員のモチベーションを保てるようにすること。

### ＜子どもわくわく課＞

1. わくわく広場における子どもたちの充分な居場所を確保すること。
  2. 中高生の居場所の整備を進めること。
- ※3. 「小1の壁」課題解決のための取組みを行うこと。

### ＜保育課＞

1. 兄弟姉妹が同一保育園に入園できるように、適切な点数加算をすること。
- ※2. 区立保育園全園に看護師の配置を行うこと。
3. 私立保育園の施策の拡充について
    - ※① 東京都の「保育所等の業務負担軽減支援事業」が活用できるようにすること。
    - ② 外国人家庭に対して通訳の派遣や、親子で参加する言語教室を開催するなどの支援をすること。
  - ※③ 定員に基づく保育士の配置に要する補助金の増額を行うこと。
  - ※④ 乳児についても、他区からの入園希望を一次申込みの対象とすること。
  - ※⑤ 0歳児の定員数に関係なく看護師の常勤配置ができるよう配置要件を改善すること。
  - ※⑥ 「保幼小接続期合同カリキュラム」を作成し、実現するための仕組みづくりを行うこと。
4. 病児・病後児保育サービスの無償化を行うこと。

### ＜子ども家庭支援センター＞

1. 児童虐待防止の施策を行うために
  - ① 児童福祉司などの専門職を育成して行くこと。
  - ② 教育現場と子ども家庭支援センターとの連携をさらに強化すること。
- ※2. ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員への謝礼金増額への補助を行うこと。

## 【10】人間性豊かな教育の実現と児童・生徒の健全な育成を図るために

(教育振興部)

### ＜教育政策課＞

1. 高等教育給付型奨学金制度を創設すること。
2. 生徒指導及び教育相談体制や適応指導教室の充実を図るとともにスクールソーシャルワーカーの拡充を進めること。
3. 私立小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、給食費の負担軽減を行うこと。

### ＜学び未来課＞

1. GIGA スクールを推進するために、ICT 支援員を増員すること。
2. 研修などにより教員の ICT スキルの向上を図ること。

### ＜学校改築施設管理課＞

1. 熱中症対策としてボトル給水型冷水器とミストシャワーを設置すること。

### ＜学校支援課＞

- ※1. 保護者の負担軽減の方策を図ること。(副教材の無償化、修学旅行費・校外学習費の無償化、入学準備金の創設)

### ＜生涯学習・学校地域連携課＞

1. 文化センターや地区図書館など、すべての学習施設で高速無線 LAN の整備を行うこと。
2. 地元合意に基づき夜間照明施設の設置を進め校庭の夜間開放を促進していくこと。
3. 学校部活動の地域移行を推進すること。

### ＜教育指導課＞

1. 社会の一員として自立できるよう、法教育、租税教育、金融経済教育、消費者教育、社会保障についての意識啓発などを推進すること。その際、各種専門家・団体による年間計画に基づく出前授業を行うとともに、予算措置も検討すること。

2. 外部講師を活用した性教育、がん教育を行うこと。
  3. 教職員の負担軽減を図るため、働き方改革の総合的な方策を立て着実に進めること。
  4. 学校図書館の蔵書の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校において基準を定め図書標準を達成すること。
  5. 不登校児童生徒の学びを保証するため、オンラインを活用した取組みを推進すること。
  6. 区内学校図書館の納入・サービスに地元書店の参画を推進すること。
  7. 部活動において、複数校合同チームや拠点校部活動チームの新設を図ること。
  8. 公立の女子サッカーチームの創設、拠点校を作ること。
- ※9. オンラインによるマンツーマンレッスンを活用した英語教育を導入すること。

#### <教育総合相談センター>

1. LINEなどのSNSを活用した、いじめ相談を実施すること。
  2. 特別支援教育を充実させるために
    - ① 特別支援教育コーディネーターの研修をさらに推進し育成していくこと。
    - ② 特別支援学校と区立小学校の副籍制度をもっと広め、利用しやすい制度にすること。
- ※3. 区内のあらゆる資源を活用して不登校児童生徒への支援を行うこと。

#### <飛鳥山博物館>

- ※1. 収蔵品の保管を適切に行うとともに、積極的な活用を行うこと。

#### <中央図書館>

1. 地域図書館での良書選定のために地元書店組合と綿密な連携を図ること。
2. 活字文化振興のため図書整備費は維持していくこと。
3. 図書館業務は引き続き地元書店組合との協働をすること。

## 【11】安全で快適なまちづくりを行うために（地域別）

### ＜王子地区＞

1. 石神井川の護岸耐震補強及び整備、橋梁の架け替え早期着工、溝田橋下流の護岸整備、悪臭対策を早急に講じて行くこと。
2. JR十条駅付近の連続立体交差化事業を推進すること。
3. JR東十条駅南口のバリアフリー化、跨線橋の架け替え、駅前整備を早期に実施すること。
4. コミュニティバス新規路線を計画通り早期に実施すること。
5. 王子駅周辺の放置自転車対策の強化、特に夜間の対策を行うこと。
6. 王子駅北口エレベーター設置と周辺環境の美化を行うこと。
7. 地域コミュニティのため、民間活力の利用も視野に入れ、多世代が幅広く使えるように北ノ台小学校跡地利用について推進をすること。
8. 都電梶原停留所の移設推進をすること。
9. JR王子駅南口のバリアフリー化を推進すること。
10. 王子駅周辺の路上喫煙取り締まり強化と、路上喫煙禁止地区の拡大及びさらなる路上喫煙禁止重点地区の指定をすること。
11. 補助83号線の拡幅工事の早期完成を実現すること。
12. 補助73号線や十条地区内の主要生活道路や地区幹線道路等の整備を推進すること。

### ＜赤羽地区＞

1. 袋プール跡地にエレベーターを設置しバリアフリー化を推進すること。
2. 赤羽東口地区まちづくりの推進を行うにあたり、赤羽小学校の今後の検討も視野に入れた計画を作成すること。
3. 新河岸川両岸の遊歩道に街灯の設置を東京都と協議の上進めること。
- ※4. 志茂地区・岩淵地区において防災まちづくりと木造密集地域不燃化特区のさらなる推進を行うこと。
5. 児童相談所等複合施設建設について、周辺道路は歩行者と自転車利用者の安全確保を行うこと。
- ※6. 北赤羽駅前広場をゴミの無い広場として管理維持すること。

### ＜滝野川地区＞

1. コミバスの新規路線では、計画通り早期に実現すること。
2. JR田端駅南口、利便性の向上と周辺整備及び駅東側方面からアクセスできる駅舎と周辺整備をすること。
3. 東田端地区から台地部への新たな避難路を早急に確保すること。
4. JR尾久駅地下道のバリアフリー化をすること。
5. 補助181号線の早期開通を実現すること。
6. 災害時、聖学院・滝野川女子学園等私立高を避難所として使用できるよう交渉すること。

7. 田端2丁目東覚寺前道路が未整備のため、横断歩道の整備・都道白山小台線連結部の早期整備を進めること。
- ※8. 滝野川東区民センターの改築を行うこと。
- ※9. 滝野川西区民センターの大規模リニューアル工事を行うこと。
- ※10. 滝野川西地域で木造住宅密集地域の新規指定をすること。